

## 規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月十五日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則一一一―一七

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（埼玉県人事委員会規則一一一―一四）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「第四十九条の二に規定する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立て」を「第四十九条の二第一項の規定による審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。